

やまなしイノベーション 創出事業費補助金（研究開発） 制度のご案内

【令和７年度 補助対象事業募集要項】

応募期間

- 一般枠：令和７年４月１１日（金）～７月 ８日（火）
- 小規模枠：令和７年４月１１日（金）～５月３０日（金）

※申請書の提出前には提出先に事前相談（募集期間終了の１週間前迄）をお願いします
（申請書を提出しても要件を満たさない場合は受付不可となるため）。

お問い合わせ先

山梨県産業政策部 成長産業推進課 新分野進出担当

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 TEL：055-223-1565

応募書類提出先

山梨県産業技術センター（管理・連携推進センター）

甲府技術支援センター

〒400-0055 甲府市大津町 2094 TEL：055-243-6111

富士技術支援センター

〒403-0004 富士吉田市下吉田 6-16-2 TEL：0555-22-2100

I. 補助金制度の概要

1. 補助金制度の目的

本県産業の活性化に向け、経営革新や業種転換を進める県内中小企業の新技術や新製品の研究開発を支援することにより、今後成長が期待される産業分野への進出を促進し、本県産業の高度化と競争力の高い産業集積の形成を図ることを目的としています。

2. 補助対象事業の内容

対象枠	内容	
一 般 枠	補助の対 象	次の要件を全て満たすこと。 ① 県内に本店、製造拠点若しくは研究開発拠点を有する又は補助事業期間内に設ける予定の <u>中小企業</u> ^{*1} が実施する新技術及び新製品の研究開発 ※1 製造業その他：資本金3億円以下又は従業員数300人以下 ② 次頁の4. 補助対象となる「対象成長産業分野」における研究開発であって、中核的な企業となって、産業集積形成の基礎になると認められるもの
	補 助 限度額	100万円以上 － <u>2,000万円以内</u>
	補助率	補助対象経費の <u>1／2以内</u>
小 規 模 事業者枠	補助の対 象	次の要件を全て満たすこと。 ① 県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する又は補助事業期間内に設ける予定の <u>小規模企業者</u> ^{*2} が実施する新技術及び新製品の研究開発 ※2 製造業その他：おおむね常時使用する従業員が20人以下 ② <u>商工会及び商工会議所等の支援を受け、次に掲げるいずれかの計画を策定</u> 一 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の経営革新計画 二 地域未来投資促進法（平成19年法律第40号）の地域経済牽引事業計画 三 中小ものづくり高度化法（平成18年法律第33号）の認定を受けた研究開発計画 四 自社や自社の提供する商品・サービスの強み、経営方針・目標等をまとめた計画 五 その他外部機関による事業可能性調査等を受けて作成した事業計画等で知事が適当と認めたもの ③ 次頁の4. 補助対象となる「 <u>対象成長産業分野</u> 」における研究開発であって、競争力のある高度な基盤技術の強化・獲得や、付加価値の高い新製品の創出に資すると認められるもの。
	補 助 限度額	100万円以上 － <u>500万円以内</u>
	補助率	補助対象経費の <u>2／3以内</u>

3. 補助対象経費

項 目	経 費 の 内 容
人 件 費	研究開発に従事する主任研究者の直接作業時間に対する人件費
報 償 費	外部専門家の指導・助言を受けた場合の謝礼に要する経費
旅 費	外部専門家の指導・助言の際に必要な出張に要する経費
原 材 料 費	原材料及び副資材の購入に要する経費

項 目	経 費 の 内 容
構 築 物 費	構築物の購入、建造、改良、据付け、修繕又は借用に要する経費
機 械 装 置 ・ 工 具 器 具 費	機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、修繕、又は借用に要する経費 (据付けに要する経費を含む。)
外 注 加 工 費	外注加工に要する経費
技術指導受入費	産業財産権の導入に際しこれに伴う技術指導を受ける場合、又は当該研究開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合において技術者等に支払われる経費
研究開発委託費	研究開発の一部を大学や他の企業等に委託する場合に要する経費
試 験 ・ 分 析 費	研究開発に必要な測定・分析・解析・評価に要する経費

4. 補助対象となる「対象成長産業分野」

1	医療機器関連産業分野
2	水素・燃料電池関連産業分野
3	航空・宇宙・防衛関連産業分野
4	その他知事が必要と認める分野 社会・経済情勢や市場ニーズの変化に伴い、今後成長が期待される上記1から3に準ずる産業分野に係るもの

5. 補助対象外事業

- 4. 補助対象となる「対象成長産業分野」に該当しないとみなされる場合。
- 補助申請額が100万円に満たない場合。
- 研究開発内容が既に他において完成されたものと同一のものとみなされる場合。
- 研究開発要素のない製品等の試作、製造又は既存製品の形状・構造等を変えるだけとみなされる場合。
- 研究開発等の全部又は大部分若しくは主要な部分を他者に委託する場合。
- 国等の他の補助事業で採択（申請中、申請予定を含む）された案件、又は類似した技術開発内容であるとみなされる場合。
- 申請者が暴力団等又は暴力団と関係がある場合
- 補助事業終了までに県内に本店、製造拠点若しくは研究開発拠点等を設けなかった場合

6. 補助事業期間

- (1) 一 般 枠：交付決定日から2年以内
(交付決定のあった年度の翌々年度末を限度として、延長可)
- (2) 小規模事業者枠：交付決定日から令和8年2月末まで

7. 補助金の支払い

- 補助事業終了後（検査終了後）の精算払いとなります。
- 実績報告書を提出後、支出証拠書類等进行检查し、補助金額の確定を行います（当初計画の総事業費を下回った場合など、交付決定額満額が支払われない場合もあります）。

8. 留意事項

(1) 補助対象とできない経費

- 交付決定日以前に発注、購入、契約等を行ったものに係る経費
- 当該研究開発期間内に支払が完了しなかったものに係る経費

- 当該研究開発開始以降に購入し、未使用となった原材料等に係る経費
- 購入物件や帳簿類等により現物が確認できないものに係る経費
- 当該研究開発の用途以外に使用したものに係る経費
- 補助対象経費にかかる消費税及び地方消費税
- 金融機関への振込手数料
- 購入品等にかかる郵送料
- 山梨県の公設試験研究機関等（産業技術センター等）に支払う試験・分析等に係る使用料及び手数料、並びに委託料
- ＊ただし、産業技術センターを利用したい場合には、応募書類提出先の担当者にご相談下さい。
- グループの構成員に支払う外注加工、委託等に係る経費
- 事業計画になく、県の承認を得ないで支出した経費

（２）実績報告

- 補助事業を完了したときは、一般枠として行う研究開発にあつては、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して１ヶ月を経過した日又は事業完了年度の翌年度４月１０日のいずれか早い期日までに、小規模事業者枠として行う研究開発にあつては、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して１ヶ月を経過した日又は事業開始年度の３月１０日のいずれか早い期日までに、実績報告書及び付属資料を提出していただきます。
- 補助事業に係る証拠書類写（見積書・注文書・請書・納品書・請求書・領収書等）を実績報告時にご提出いただきます。

（３）補助事業終了後の義務

- 交付年度終了後５年間、各年における補助事業の企業化状況をご報告いただきます。
- 補助事業終了後も当該補助事業に関する調査に協力していただくことがあります。
- 補助事業の成果の企業化、産業財産権等の譲渡若しくは実施権設定又は補助事業の実施結果の他への供与により収益を得たと認められた場合、その収益の全部又は一部を県に納付（納付額は補助金額以下）しなければなりません。
- 補助事業関連書類（経理書類含む）は、交付年度終了後５年間保存していただきます。
- 補助事業者が、補助金交付要綱等に違反する行為（例：購入物件等の他の用途への無断流用、無断処分、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付決定取消・返還命令・加算金の付加等を行うことがあります。

（４）研究開発概要の公表

- 採択案件は、県庁HP等により、企業の不利益とならない範囲で「補助事業者名」、「研究開発テーマ名」、「研究開発の概要」、「補助金の額」を公表する予定です。

（５）人件費を補助対象経費とする場合

①補助対象となりうるもの

- ・事業計画書によりあらかじめ届け出た当該研究開発に従事する主任研究者の直接作業時間に対する人件費が対象となります。
- ・人件費の対象とすることができる研究者は、中核となって当該研究開発を実際に執り行う方で、進捗管理や一時的なアドバイスを行う監督等単なる責任者、作業員又は補助員、経理担当者は対象となりません。
- ・研究開発テーマ（サブテーマ）が複数あり、テーマごとに専門分野が異なる主任研究者が複数いる場合は、全主任研究者を対象とすることができます（同一テーマで複数の主任研究者を対象とすることはできません。）。

②人件費の補助限度

- ・ 上限は一般枠500万円、小規模事業者枠125万円です。ただし、医療機器関連産業分野、水素・燃料電池関連産業分野、航空・宇宙・防衛関連産業分野のソフトウェア開発以外については、補助申請額の4分の1を超えることはできません。
- ・ 健康保険等級の変更、給与改定などの要因を除き、当初の申請額から増額変更（他の経費を減額し、人件費を増額）をすることはできません。

③人件費の算定方法

- ・ 人件費単価は、原則として別表「等級単価一覧表」を適用していただきます。
- ・ 人件費の算定式：人件費単価（円／時間）×当該研究開発に直接従事した時間数

④従事月報等の作成

- ・ 研究開発の直接従事時間を確認するため、研究開発期間中は人件費の対象となった主任研究員の従事月報等を作成していただきます。

（6）その他

- 研究開発の内容が異なっても、一度に「一般枠」、「小規模事業者枠」の両方に申請することはできません。いずれかを選択してください。
- この募集要項のほか、「山梨県補助金等交付規則」「やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）交付要綱」「やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）交付要綱実施要領」「やまなしイノベーション創出事業費補助金（研究開発）交付要綱における人件費の計算に係る実施細則」をご参照ください。

別表

等級単価一覧表(令和7(2025)年度適用)

健保等級 適用者	賞与なし、 年4回以上 等級単価 (時間単価) ／1H A	賞与1～3回 等級単価 (時間単価) ／1H B	健保等級適用者以外の者					
			月額範囲			年額範囲		
			以上	～	未満	以上	～	未満
1	350	480		～	85,050		～	1,020,600
2	410	560	85,050	～	98,550	1,020,600	～	1,182,600
3	480	640	98,550	～	112,050	1,182,600	～	1,344,600
4	540	730	112,050	～	125,550	1,344,600	～	1,506,600
5	600	810	125,550	～	136,350	1,506,600	～	1,636,200
6	640	860	136,350	～	144,450	1,636,200	～	1,733,400
7	670	910	144,450	～	153,900	1,733,400	～	1,846,800
8	720	980	153,900	～	164,700	1,846,800	～	1,976,400
9	770	1,040	164,700	～	175,500	1,976,400	～	2,106,000
10	820	1,110	175,500	～	186,300	2,106,000	～	2,235,600
11	870	1,180	186,300	～	197,100	2,235,600	～	2,365,200
12	920	1,240	197,100	～	209,250	2,365,200	～	2,511,000
13	980	1,330	209,250	～	222,750	2,511,000	～	2,673,000
14	1,040	1,410	222,750	～	236,250	2,673,000	～	2,835,000
15	1,100	1,490	236,250	～	249,750	2,835,000	～	2,997,000
16	1,170	1,580	249,750	～	263,250	2,997,000	～	3,159,000
17	1,230	1,660	263,250	～	283,500	3,159,000	～	3,402,000
18	1,350	1,830	283,500	～	310,500	3,402,000	～	3,726,000
19	1,470	1,990	310,500	～	337,500	3,726,000	～	4,050,000
20	1,600	2,160	337,500	～	364,500	4,050,000	～	4,374,000
21	1,720	2,330	364,500	～	391,500	4,374,000	～	4,698,000
22	1,840	2,490	391,500	～	418,500	4,698,000	～	5,022,000
23	1,970	2,660	418,500	～	445,500	5,022,000	～	5,346,000
24	2,090	2,820	445,500	～	472,500	5,346,000	～	5,670,000
25	2,210	2,990	472,500	～	499,500	5,670,000	～	5,994,000
26	2,340	3,160	499,500	～	533,250	5,994,000	～	6,399,000
27	2,520	3,410	533,250	～	573,750	6,399,000	～	6,885,000
28	2,710	3,660	573,750	～	614,250	6,885,000	～	7,371,000
29	2,890	3,910	614,250	～	654,750	7,371,000	～	7,857,000
30	3,080	4,160	654,750	～	695,250	7,857,000	～	8,343,000
31	3,260	4,410	695,250	～	735,750	8,343,000	～	8,829,000
32	3,450	4,660	735,750	～	776,250	8,829,000	～	9,315,000
33	3,630	4,910	776,250	～	816,750	9,315,000	～	9,801,000
34	3,820	5,160	816,750	～	857,250	9,801,000	～	10,287,000
35	4,000	5,400	857,250	～	897,750	10,287,000	～	10,773,000
36	4,190	5,650	897,750	～	938,250	10,773,000	～	11,259,000
37	4,370	5,900	938,250	～	985,500	11,259,000	～	11,826,000
38	4,620	6,240	985,500	～	1,039,500	11,826,000	～	12,474,000
39	4,870	6,570	1,039,500	～	1,093,500	12,474,000	～	13,122,000
40	5,110	6,900	1,093,500	～	1,154,250	13,122,000	～	13,851,000
41	5,420	7,320	1,154,250	～	1,221,750	13,851,000	～	14,661,000
42	5,730	7,740	1,221,750	～	1,289,250	14,661,000	～	15,471,000
43	6,040	8,150	1,289,250	～	1,356,750	15,471,000	～	16,281,000
44	6,350	8,570	1,356,750	～	1,424,250	16,281,000	～	17,091,000
45	6,720	9,070	1,424,250	～	1,505,250	17,091,000	～	18,063,000
46	7,090	9,570	1,505,250	～	1,586,250	18,063,000	～	19,035,000
47	7,450	10,070	1,586,250	～	1,667,250	19,035,000	～	20,007,000
48	7,820	10,570	1,667,250	～	1,748,250	20,007,000	～	20,979,000
49	8,190	11,060	1,748,250	～	1,829,250	20,979,000	～	21,951,000
50	8,560	11,560	1,829,250	～		21,951,000	～	

Ⅱ．応募手続等

1. 応募受付期間

◇補助対象事業

一般枠（採択予定件数：2件程度）

小規模事業者枠（採択予定件数：4件程度）

◇応募期間 一般枠：令和7年4月11日（金）～7月 8日（火）

小規模枠：令和7年4月11日（金）～5月30日（金）

※申請書の提出前には提出先に事前相談（募集期間終了の1週間前迄）をお願いします（申請書を提出しても要件を満たさない場合は受付不可となるため）。

2. 応募書類（提出部数：正本1部） ※個人の場合にあっては実施要領第7を参照のこと

- ☐ 補助金交付申請書（事業計画書）
- ☐ 事業計画補足説明資料（任意）
- ☐ 貸借対照表、損益計算書（直近過去2年間）
（販売費及び一般管理費明細書、製造原価明細書を添付）
- ☐ 商業登記簿謄本履歴事項全部証明書
- ☐ 会社定款（写）
- ☐ 実施要領第2に規定する計画等
- ☐ 会社案内・パンフレットなど会社概要がわかるもの
- ☐ 暴力団等でないことを誓約する書類

※補助金交付申請書（事業計画書）は、県のホームページからダウンロードいただけます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/seichosangyo/index.html>

3. 面接評価

- 書類および面接による評価を経て採択を決定します。
- 面接において、事業内容・事業計画等についてご説明いただきます。
- コンサルタントやアドバイザー等は面接に同席できません。

審査項目

- ◇課題・現状の把握
 - ・当該研究開発の課題や市場の動向を把握し、明確な成果目標が設定できているか。
- ◇研究開発の内容・実施方法の適正性
 - ・当該研究開発の実施内容や実施方法は適正かつ明確か。
- ◇新規性、独自性、進歩性
 - ・競合他社の技術や製品等と比較して新規性・独自性・競争優位性があるか。
- ◇実現性・事業化可能性
 - ・成果が企業化され、事業として成長性、持続性、安定性が見込まれるか。
- ◇地域産業・地域経済への波及効果（※一般枠のみ）
 - ・県内中小企業への発注を創出し、協力企業群を形成できる可能性があるか。 / 等

お問合せ先・応募書類提出先

お問い合わせ先

山梨県産業政策部成長産業推進課 新分野進出担当

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1

TEL : 055-223-1565

応募書類提出先

山梨県産業技術センター（管理・連携推進センター）

甲府技術支援センター

〒400-0055 甲府市大津町 2094

TEL : 055-243-6111

富士技術支援センター

〒403-0004 富士吉田市下吉田 6-16-2

TEL : 0555-22-2100

※ 最寄りの技術支援センターにご提出ください。